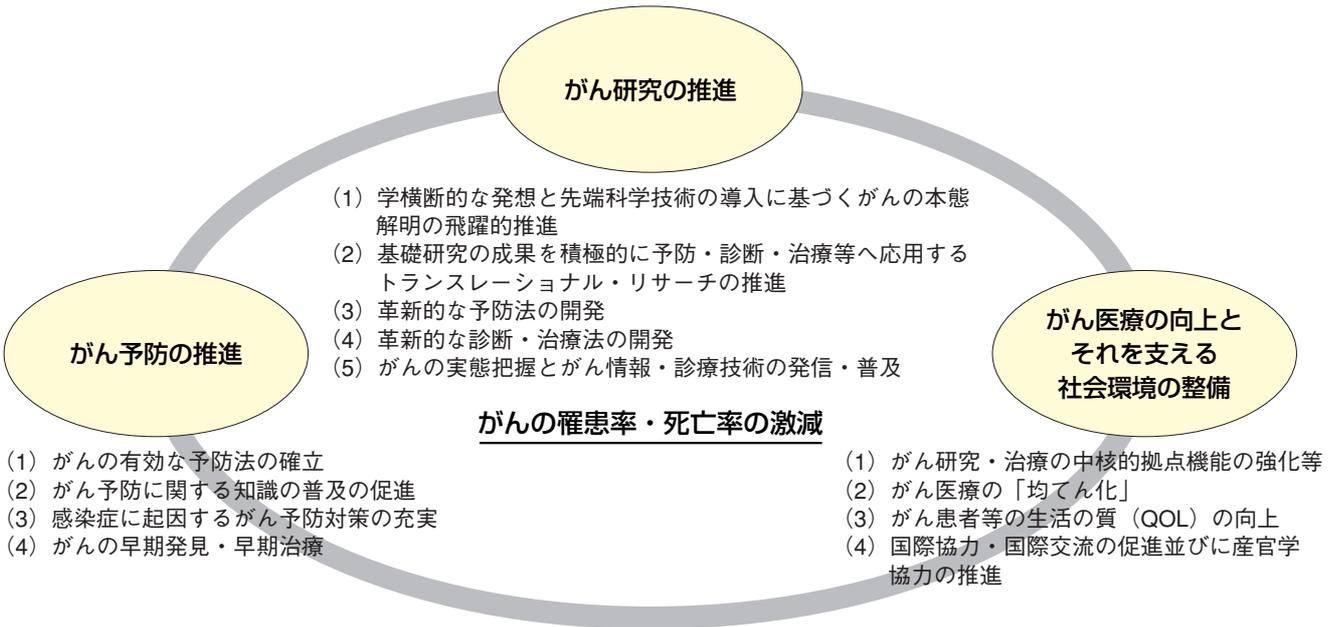


「第3次対がん10か年総合戦略」における今後の方向

戦略目標：我が国の死亡原因の第一位であるがんについて、研究、予防及び医療を総合的に推進することにより、がんの罹患率と死亡率の激減を目指す。



がん対策基本法の概要

第1 総則

1 目的

- 我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、次に掲げる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

2 基本理念

- がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、研究等の成果を普及・活用し、発展させること。
- がん患者がその居住する地域にかかわらず、科学的知見に基づく適切ながん医療を受けることができるようにすること。
- がん患者が置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重して治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制を整備すること。

3 関係者の責務等

- 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師等の責務等を定める。

第2 がん対策推進基本計画等

- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴いて、「がん対策推進基本計画」の案を作成し、閣議の決定を求めること等とする。
- 厚生労働大臣は、関係行政機関の長に対し、がん対策推進基本計画の実施等について、必要な要請をすることができる。
- 都道府県は「都道府県がん対策推進計画」を策定する。

第3 基本的施策

1 がんの予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進、がん検診の質の向上、がん検診の推進のために必要な施策を講ずる。

2 がん医療の均てん化の促進

- がん専門医等の育成、拠点病院・連携協力体制の整備、がん患者の療養生活の質の維持向上、がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等のために必要な施策を講ずる。

3 がん研究の推進等

- がん研究の推進、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品・医療機器の早期承認に資する環境整備のために必要な施策を講ずる。

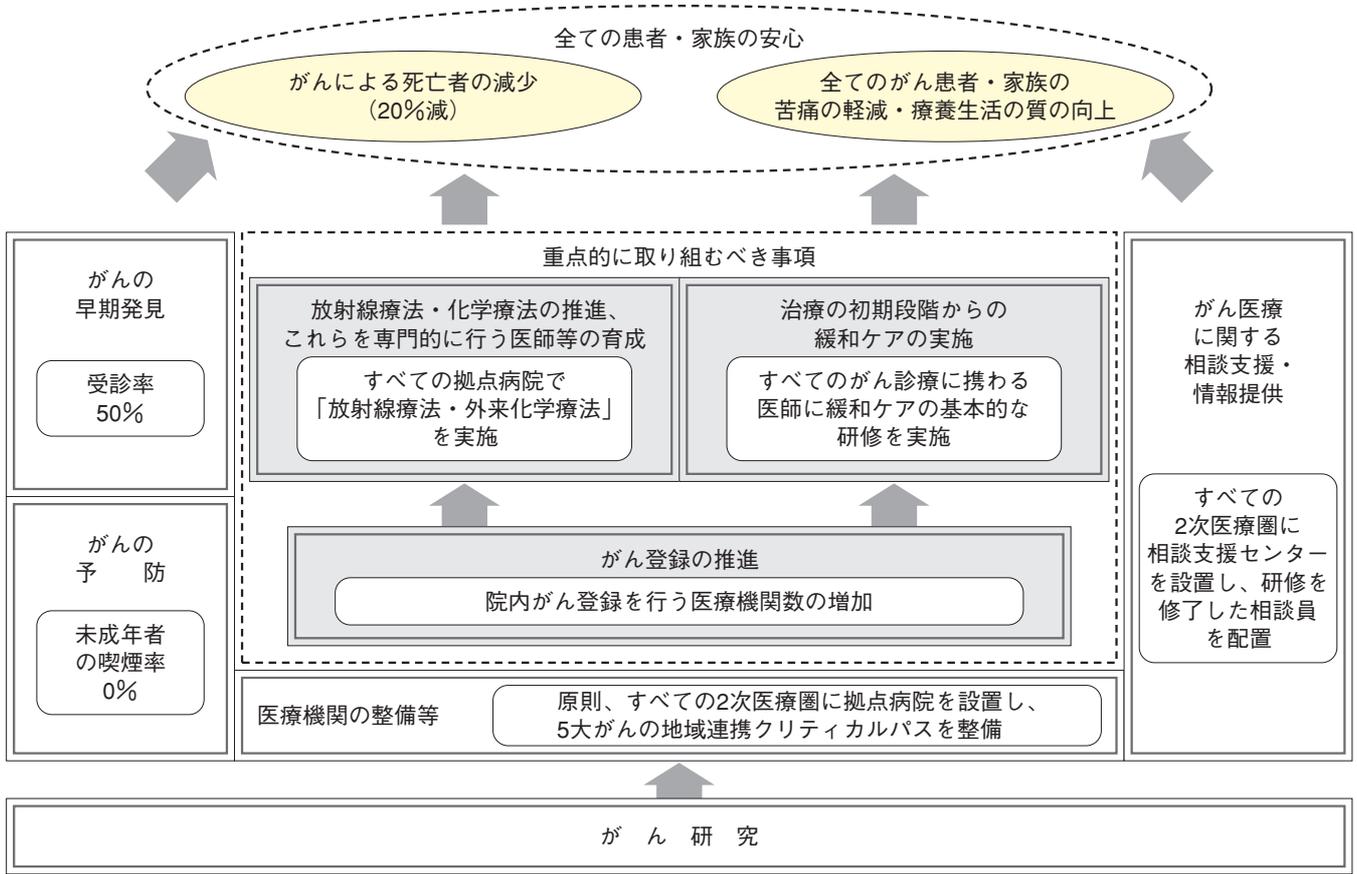
第4 がん対策推進協議会

- 厚生労働省に、がん対策推進基本計画の策定に係る審議会等として、がん対策推進協議会を置く。
- 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命し、委員数は20名以内とする。

第5 施行期日等

- この法律の施行期日は平成19年4月1日とする。
- がん対策推進協議会の設置等に関し、厚生労働省設置法を改正し、所要の規定整備を行う。

がん対策推進基本計画の概要



がん対策の概要

基本的な考え方

- がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状及び平成18年6月に制定されたがん対策基本法を踏まえ、総合的かつ計画的に対策を推進。
- 平成19年度に策定する「がん対策推進基本計画」を見据え、がん対策基本法に定める基本的施策及び参議院厚生労働委員会における附帯決議事項を着実に実施。

1. がん予防・早期発見の推進

- ① 効果的で質の高いがん検診の普及
 - ・検診実施体制の強化
 - ・マンモグラフィの遠隔診断支援モデル事業（平成18年度補正予算事業）
- ② がん予防の推進と普及啓発
 - ・普及啓発の推進
 - ・肝炎等克服緊急対策研究

2. がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備

- ① がん専門医等がん医療専門スタッフの育成
 - ・がん医療の専門知識・技能を有する医師等を育成するための研修
 - ※研修コースの拡充（9コース）
 - ※実施都道府県の拡充（看護職員資質向上対策事業）（41か所）
- ② がん診療連携拠点病院の機能強化と診療連携の推進
 - ・がん診療連携拠点病院の機能強化（280か所）
 - ※拠点病院のか所数の増加、研修コースの拡充等による補助単価の増
 - ・拠点病院における遠隔画像診断支援（平成18年度補正予算事業）
 - ・放射線治療機器緊急整備
 - ・がん相談支援推進事業（国立がんセンター実施分）
- ③ 国立がんセンター東病院通院治療部の設置
- ④ 地域の特性を踏まえた対策の推進
 - ・がん対策基本法の施行に伴い都道府県が新たに実施する地域特性を踏まえた事業や先駆的な事業等に対する支援（補助率1/2、10/10）
- ⑤ がん医療に関する情報の収集提供体制の整備
 - ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導の実施

3. がんの在宅療養・緩和ケアの充実

- ① 在宅緩和ケア対策の推進
 - ・在宅緩和ケア対策の推進
 - ・在宅ホスピスケア研修等の実施
- ② 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進
 - ・医師及び一般国民に対する、緩和ケアについての普及啓発等
 - ・医療用麻薬の適正使用の推進

4. がんに関する研究の推進及び医療技術の開発振興

- がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究の成果を普及、活用

項目	現 状	備考（資料）
死亡数	<p>総数32万9,198人（全死因に対し30.4%） [男性19万7,984人（全死因に対し34.1%）] [女性13万1,214人（全死因に対し26.1%）] → “日本人の3人に1人がガンで死亡”</p> <p>◎ がんは加齢により発症リスク増 → 粗死亡数は増加傾向（高齢化の影響） → 但し、年齢調整率で比較するとほぼ横ばい</p> <p>◎がんの内容（種類）が変化している</p>	<p>人口動態統計 （2006年、概数）</p>
罹患数	<p>57万人（男性32.5万人、女性24.4万人） 男性で多い部位：胃、大腸、肺、肝臓、前立腺 女性で多い部位：大腸、乳房、胃、子宮、肺</p>	<p>国立がんセンターがん対策情報センターによる推計値（2001年） ※男女ともに、左記5部位で6割超</p>
生涯リスク	<p>男性46.3%、女性34.8% → “日本人男性の2人に1人、女性の3人に1人がガンになる”</p>	<p>厚生労働科学研究班による推計値（1999年）</p>
受療・患者	<p>継続的に医療を受けている者は142万人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査日に入院中の者は14万4,900人 ・ 外来受診は14万100人 ・ 1日に28万5,000人が受療した（全受療の3.3%） ・ 平均診療間隔は11.6日 	<p>患者調査 （2005年）</p>
がん医療費	<p>2兆3,306億円（一般診療医療費全体の9.6%）</p>	<p>国民医療費 （2004年）</p>